

事務連絡
令和2年4月28日

西宮市指定障害福祉サービス事業者
西宮市指定障害者支援施設
西宮市指定障害児通所支援事業者 各位

西宮市法人指導課長
西宮市生活支援課長
西宮市障害福祉課長

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る取組の徹底について

平素は、本市の障害福祉運営にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般の新型コロナウイルス感染症について、感染拡大防止の観点から、令和2年3月6日付厚生労働省事務連絡「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について」及び令和2年4月7日付厚生労働省事務連絡「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」等を再度ご確認ください、下記のとおり改めて取組を徹底いただきますようお願いいたします。

記

1 入所施設・居住系サービス

(1) 施設等における取組

【感染症対策の再徹底】

- 感染の疑いについてより早期に把握できるよう、日頃から利用者の健康の状態や変化の有無等に留意して下さい。
- 感染防止に向け、職員間での情報共有を密にし、感染防止に向けた取組を職員が連携して推進して下さい。
- 積極的疫学調査への円滑な協力が可能となるよう、病状出現後の接触者リスト、ケア記録、勤務表、施設内に出入りした者の記録等を準備して下さい。

【面会及び施設への立ち入り】

- 面会は、緊急やむを得ない場合を除き、制限して下さい。テレビ電話等の活用を行うこと等の工夫をすることも検討して下さい。
- 委託業者等についても、物品の受け渡し等は玄関など施設の限られた場所で行うことが望ましく、施設内に立ち入る場合については、体温を計測してもらい、発熱が認められる場合には入館を断ることとして下さい。
- 面会者や業者等の施設内に出入りした者の氏名・来訪日時・連絡先について、積極的疫学調査への協力が可能となるよう記録して下さい。

(2) 職員の取組

【感染症対策の再徹底】

- 「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版」等を参照の上、マスクの着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等を徹底して下さい。
- 出勤前に体温を計測し、発熱等の症状が認められる場合には出勤を行わないことを徹底して下さい。
- 感染が疑われる場合は、「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえた対応について」を踏まえて適切に対応して下さい。
- 職場外でも感染拡大を防ぐための取組が重要です。換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避ける等の対応を徹底して下さい。

(3) リハビリテーション等の実施の際の留意点

- ADL維持等の観点から、リハビリテーション等の実施は重要である一方、感染拡大防止の観点から、「3つの密」（「換気が悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」及び「間近で会話や発生をする密接場面」）を避ける必要があります。
- 可能な限り同じ時間帯・同じ場所での実施人数の縮小、定期的な換気、互いに手を伸ばしたら手が届く範囲以上の距離の確保、声を出す機会の最小化、声を出す機会が多い場合のマスク着用、清掃の徹底、共有物の消毒の徹底、手指衛生の励行の徹底を行って下さい。

2 通所・短期入所等のサービス

(1) 施設等における取組

【感染症対策の再徹底】

- 感染防止に向け、職員間での情報共有を密にし、感染防止に向けた取組を職員が連携して推進して下さい。
- 積極的疫学調査への円滑な協力が可能となるよう、病状出現後の接触者リスト、ケア記録、勤務表、施設内に出入りした者の記録等を準備して下さい。

【施設への立ち入り】

- 委託業者等による物品の受け渡し等は玄関など施設の限られた場所で行うことが望ましく、施設内に立ち入る場合については、体温を計測してもらい、発熱が認められる場合には入館を断ることとして下さい。
- 業者等の施設内に出入りした者の氏名・来訪日時・連絡先について、積極的疫学調査への協力が可能となるよう記録して下さい。

(2) 職員の取組

【感染症対策の再徹底】

- 「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版」等を参照の上、マスクの着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等を徹底して下さい。

- 出勤前に体温を計測し、発熱等の症状が認められる場合には出勤を行わないことを徹底して下さい。
- 感染が疑われる場合は、「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえて適切に対応して下さい。

- 職場外でも感染拡大を防ぐための取組が重要です。換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避ける等の対応を徹底して下さい。

(3) ケア等の実施時の取組

【基本的な事項】

- 感染拡大防止の観点から、「3つの密」（「換気が悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」及び「間近で会話や発生をする密接場面」）を避ける必要があります。
- 可能な限り同じ時間帯・同じ場所での実施人数の縮小、定期的な換気、互いに手を伸ばしたら手が届く範囲以上の距離の確保等の利用者同士の距離への配慮、声を出す機会の最小化、声を出す機会が多い場合のマスク着用、清掃の徹底、共有物の消毒の徹底、手指衛生の励行の徹底を行って下さい。

【送迎時等の対応等】

- 送迎車に乗る前に、本人・家族又は職員が本人の体温を計測し、発熱が認められる場合には利用を断ることとして下さい。
- 送迎時には、窓を開ける等換気に留意して下さい。送迎後に利用者の接触頻度が高い場所（手すり等）を消毒して下さい。
- 発熱により利用を断った利用者については、相談支援事業所や市等に情報提供して下さい。同事業所は必要に応じ、居宅介護等の提供を検討して下さい。
（リハビリテーション等の実施の際の留意点）
- ADL維持等の観点から、リハビリテーション等の実施は重要である一方、感染拡大防止の観点から、「3つの密」を避ける必要があります。

3 居宅を訪問して行うサービス

(1) 施設等における取組

【感染症対策の再徹底】

- 感染防止に向け、職員間での情報共有を密にし、感染防止に向けた取組を職員が連携して推進して下さい。
- 積極的疫学調査への円滑な協力が可能となるよう、ケア記録、勤務表の記録等を準備して下さい。

(2) 職員の取組

【感染症対策の再徹底】

- 「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版」等を参照の上、マスクの着用

を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等を徹底して下さい。

○出勤前に体温を計測し、発熱等の症状が認められる場合には出勤を行わないことを徹底して下さい。

○感染が疑われる場合は、「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえて適切に対応して下さい。

○職場外でも感染拡大を防ぐための取組が重要です。換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避ける等の対応を徹底して下さい。

(3) ケア等の実施時の取組

【基本的な事項】

○サービス提供に先立ち、本人の体温を計測し、発熱が認められる場合には、「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえた適切な相談及び受診を促して下さい。また、サービス提供時は以下の点に留意して下さい。

・保健所とよく相談した上で、相談支援事業所や市等と連携し、サービスの必要性を再度検討の上、感染防止策を徹底させてサービスの提供を継続して下さい。

・基礎疾患を有する者及び妊婦等は、感染した際に重篤化するおそれが高いため、勤務上の配慮を行って下さい。

・サービスの提供に当たっては、サービス提供前後における手洗い、マスクの着用、エプロンの着用、必要時の手袋の着用、咳エチケットを徹底して下さい。また、事業所内でもマスクを着用する等、感染機会を減らすための工夫をして下さい。

・可能な限り担当職員を分けての対応や、最後に訪問する等の対応を行って下さい。

【参考通知等】

・「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について」（令和2年3月6日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか事務連絡）

・「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」（令和2年4月7日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか事務連絡）

※ 通所・短期入所等サービス事業者におかれましては、以下の本市事務連絡も改めてご参照下さい。

・「「緊急事態宣言」発令に係る障害福祉サービス事業所（通知・短期入所等）の対応について」（令和2年4月10日付西宮市生活支援課長ほか事務連絡）

以上

【問い合わせ先】

西宮市 法人指導課

電話：0798-35-3423

西宮市 生活支援課

電話：0798-35-3130

西宮市 障害福祉課

電話：0798-35-3767